


|   |   |    |        |    |   |
|---|---|----|--------|----|---|
| 所管部課  | 子育て支援部 子育て支援課                           | 部長 | 吉沢 寿子  |    |  |
| 件名  | 東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則の一部を改正する規則について |    |        | 区分 |   |
|   |   |    | 1 審議事項 |    | 2 報告事項  |
| 関係事項  | 条例規則                                    |    |        |    |   |
|   | 部課機関                                    |    |        |    |   |
| <p>1. 要 旨</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点<br/>支給対象講座について、雇用保険法及び雇用保険法施行規則に規定する「一般教育訓練」に加え、専門資格の取得を目的とする「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座を加える。</p> <p>(2) 施行<br/>公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果<br/>一般教育訓練に限定していた支給対象範囲に、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練専門資格を加えることにより、専門資格の取得を推進し、ひとり親の方の雇用の安定及び就職の促進に寄与することが期待できる。</p> |   |    |        |    |   |
| <p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>  |   |    |        |    |   |
| <p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>本給付金は、あらかじめ指定を受けた講座を修了した後に支給されるため、平成31年4月から対象となる者の支給は、令和2年度となる。</p>  |   |    |        |    |   |
| <p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>   |   |    |        |    |   |
| <p>5. 審議結果</p>  |   |    |        |    |   |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。